

# 社協ワーカーだより

No.51 平成28年12月

地域みなさんや関係機関の方々に向けて社協ワーカー（職員）の動きや社協の事業について情報発信するお便りです！！



発行：福岡市社会福祉協議会地域福祉課（TEL720-5356）  
各区社会福祉協議会

## 福岡市保育士人材確保事業

～保育人材確保に向けて…保育士を応援する貸付事業を始めました～



福岡市社会福祉協議会では、保育士の出産や育児を理由とした離職の防止や、保育士資格を有するが、保育士として勤務していない方（潜在保育士）の再就職支援を目的として、平成28年8月から、「福岡市保育士人材確保事業」（貸付事業）を始めました。

### 【1. 保育料の一部貸付事業】

保育士として、福岡市内の保育所等へ新たに勤務する、または、復職する方に対し、保育料の一部を貸し付けます。

●対象者：下記の①または②を満たす方

①未就学児がいる保育士で、福岡市内の保育所等へ新たに勤務する方

②福岡市内の保育所等に雇用されている未就学児がいる保育士であって、産後休暇・育児休業から職場復帰する方

●貸付額：未就学児の保育料の半額（月額27,000円を限度）

●貸付期間：勤務開始日から1年以内

### 【2. 就職準備金貸付事業】

保育士として、新たに保育所等へ勤務する方に対し、就職に必要な資金（就職に伴う転居費用や賃貸物件の礼金等）を貸し付けます。

●対象者：下記の①～③をすべて満たす方

①保育士登録後1年以上経過した方

②以下の施設又は事業を離職後1年以上経過したまたは勤務経験のない方

（保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、幼稚園）

③福岡市内の保育所等へ新たに勤務する方

●貸付額：就職準備金200,000円以内

※1、2いずれも、保育士として週30時間以上勤務する方が対象です。

《利子》無利子 《連帯保証人》1人

《返還》

市内の保育所等に2年間勤務した場合、貸付金全額が返還免除となります。（1年以上保育士として勤務した場合は、一部返還免除あり。）

返還免除とならない場合は、1年～5年の期間内で返還となります（貸付決定状況により異なる）。



～貸付決定状況【平成28年10月31日現在】～

1. 保育料の一部貸付：15件
2. 就職準備金貸付：4件（保育料の一部貸付事業との重複決定含む）

お近くに保育士の資格を持った方がいらっしゃいましたら、この貸付制度をお知らせください！！

【問い合わせ】福岡市社会福祉協議会 生活福祉課（電話：751-1121 / FAX：751-1509）

## 外出支援ボランティアの協力を得て、車いす利用者が社会参加した事例

車いすを利用している男性から、定期的に通っている語学教室まで付き添いをしてくれるボランティアを紹介してほしいとの相談がありました。

区社協職員が依頼者宅を訪問し、詳しく話を聞いたところ、「語学教室は、1回休むと感覚が鈍る。また、自分の唯一の楽しみで生きがいでもあるため、是非とも出席したいが、一人では無理なので、ヘルパーの付き添いを頼めないときに付き添ってもらえるボランティアを紹介してほしい。」とのことでした。



ボランティアで安全に対応できるかどうかを確認するため、一度、区社協職員が道のりを付き添って見たところ、バスと地下鉄を利用することもあり、付き添い経験のないボランティアでは活動は困難だと考えました。また、実際にご一緒したことで、地下鉄の車内で車いすが待機できる箇所が限られていることや、おしゃれにデザインされた溝のある通路を通ると、車いすの利用者には振動があり不快に感じることなど、様々なことにも気づかされました。

その後、高齢者・障がい者の付き添いや車いす介助に慣れているボランティアにつなぐのがよいと判断し、福岡市内で活動している外出支援ボランティアグループの「V○ひまわり」に依頼し、会員を派遣してもらえることになりました。

「V○ひまわり」の会員は、付き添いの技術を学んでおられるため、依頼者の不安感も解消され、活動中の会話も弾み、依頼者も目的が達成されただけでなく、貴重な外出の機会を本当に楽しく過ごすことができたと話されていました。その後も、不定期に活動を依頼されていますが、依頼者の高い信頼も得ています。



外出したくてもなかなか付き添いが頼めない高齢者や障がいのある方々にとって、「V○ひまわり」の活動は社会参加のための心強い味方になっています。市ボランティアセンター（TEL 713-0777）では、外出支援ボランティア養成講座も定期的の実施しています。



### 今月の 気（KEY）になる！！キーワード

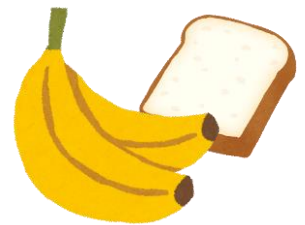
#### 「フードバンク」



フードバンクとは、パッケージ不良や形状が規格外、商品の入れ替えなどの理由で、品質上の問題はないのに廃棄されている食品を、食べ物に困っている人や施設などへ無償で提供する活動、およびその団体です。食品メーカーや流通・小売業者から寄付された余剰食品を一時的にストックし、必要なところへ配分することから「フードバンク（食べ物の銀行）」とよばれています。

日本は、先進国の中で最低レベルの食品自給率（40%）であるにもかかわらず、食べずに捨てられる食品が大量発生している飽食国家です。農林水産省によると、企業や家庭から出る食品廃棄量は、年間約1900万トンにもものぼり、うち食べられるのに捨てられている食品ロス量は500万～900万トンにもなるといいます。その反面、物の価値を十分に生かせず無駄になってしまうことを戒める「もったいない」という言葉は、日本独特の概念とも言われています。

このような背景から、フードバンクの活動は、生活に困窮している人の命を支える重要な取組みとなっています。



#### 「買物支援ガイドブック」をご活用ください！

東区社会福祉協議会では、民生委員児童委員の方々のご協力を得て、食料品や日用品等の配達などによる支援を行っている商店の情報をまとめた「東区買物支援ガイドブック」を作成しております。全部で86店舗の情報を掲載しており、下記のホームページで閲覧やダウンロードが可能で、区社協窓口でも配付しています。ぜひご活用ください。なお、今年度は改めて作成はしませんので、内容の変更にお気づきの際も下記までご連絡下さい。

URL : <http://www.syakyo-higashiku.net/>

【お問い合わせ】福岡市東区社会福祉協議会

TEL : 643-8922

FAX : 643-8923